

2018年7月作成(第1版)

貯法 室温保存、密閉容器

承認指令書番号	29動薬第2750号
販売開始	2018年9月

動物用医薬品

ベンズイミダゾール系駆虫剤 使用基準

フェンベンダゾール1%散「KS」

【本質の説明又は製造方法】

本剤はベンズイミダゾール系駆虫剤であるフェンベンダゾールを含む散剤で、豚回虫、豚腸結節虫及び豚鞭虫の駆除作用を示します。

【成分及び分量】

本品 1g中

有効成分	含量
フェンベンダゾール	10mg

【効能又は効果】

豚：豚回虫、豚腸結節虫、豚鞭虫の駆除

【用法及び用量】

豚回虫及び豚腸結節虫の駆除には、体重1kg当たりフェンベンダゾールとして3mgを飼料に均一に混合し、3日間経口投与する。
豚鞭虫の駆除には、飼料1t当たりフェンベンダゾールとして15gを均一に混合し、3～4週間経口投与する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は、獣医師の適切な指導の下で使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供する前に殺する前7日間

(使用者に対する注意)

- ・本剤の取扱い時には、保護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・開封後は速やかに使用すること。
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が眼に入った場合は多量の水で洗い、炎症が生じた場合は医師の診察を受けること。
- ・本剤が皮膚に付着した場合は石鹸と水で洗浄し、炎症が生じた場合は医師の診察を受けること。

(豚に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

- ・本剤は飼料に均一に混合すること。本剤の飼料への混合に際しては、予め予備混合を行うことが望ましい。

(専門的事項)

重要な基本的注意

- ・本剤の投与前には糞便の虫卵検査を行い、虫卵陽性動物群に対して投与すること。

【薬理学的情報等】

(薬物動態)

- ・豚にフェンベンダゾールとして3mg/kgを経口投与した場合、最大血中濃度到達時間(t_{max})は3～5時間、最大血中濃度(C_{max})は59.45ng/mLであり、血中濃度-時間曲線下面積(AUC)は379.82ng・hr/mLであった。

【包装】

20kg

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術
〒102-0073
東京都千代田区九段北一丁目11番5号
TEL:03-3264-7559

製造販売業者

KS 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-5-10

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

FBA01-S1807